

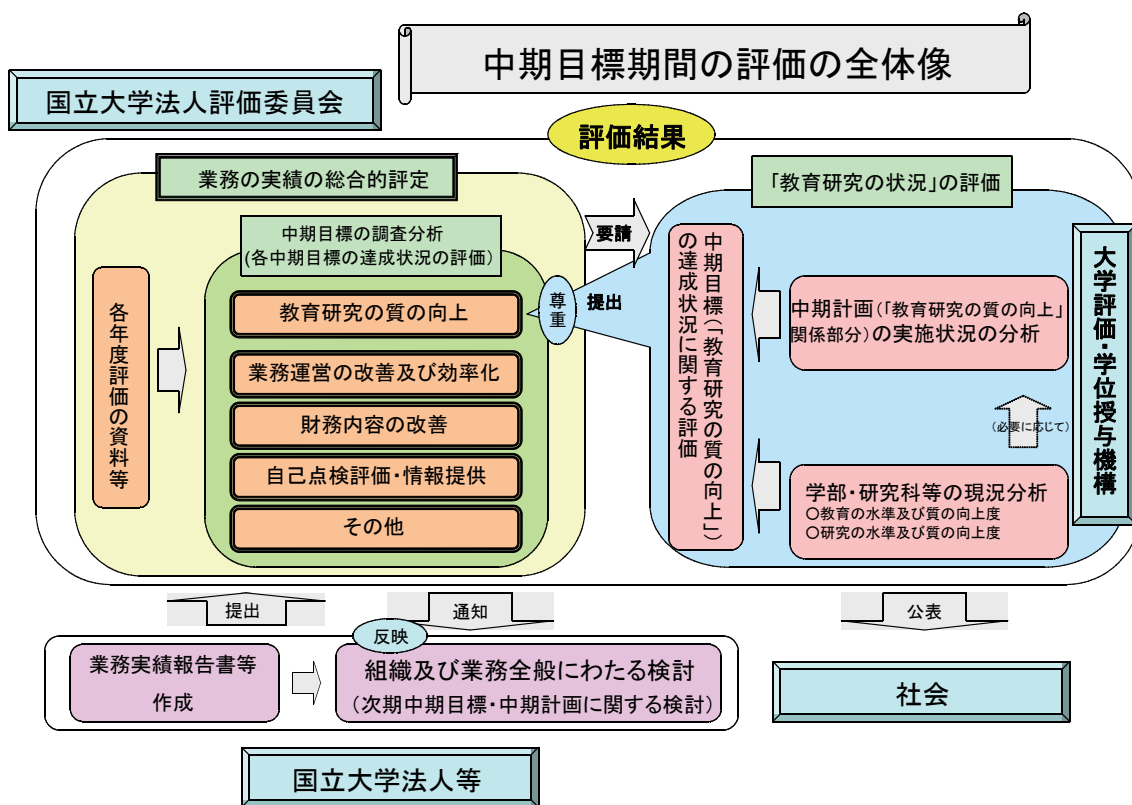
平成20年度に大学評価・学位授与機構が実施した国立大学法人等の 中期目標期間における教育研究の状況の評価について

独立行政法人大学評価・学位授与機構

1 評価の目的

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、法人の中期目標期間（平成16年度～平成21年度）の業務において、国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条第1項の規定に基づく「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の基本をなすものとして、文部科学省国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という）の評価を受けることとなっています。

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国立大学法人法第35条に基づく独立行政法人通則法第34条第2項の規定により、法人評価委員会の要請を受け、法人の中期目標期間における平成16年度から平成19年度までの4年間の業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を行いました。



2 評価方法

機構は、各法人の自己評価に基づき、当該法人の教育研究の特性に配慮しつつ、評価を行いました。

(1) 法人における自己評価

各法人は、機構が作成した実績報告書作成要領に従って、自己評価を実施し、平成16年度から平成19年度までの期間の教育研究の状況に係る実績報告書（達成状況報告書・現況調査表）を作成しました。

(2) 機構における教育研究の状況の評価

機構においては、教育研究の状況の評価として、「中期目標の達成状況の評価」及び「学部・研究科等の現況分析」を行いました。

① 中期目標の達成状況の評価

達成状況の評価は、法人を対象とし、教育研究に係る目標の「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「社会との連携、国際交流等に関する目標」（大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加えた4項目）について、各法人から提出された達成状況報告書等に基づき評価を行いました。

評価に当たっては、中期計画の実施状況を調査・分析するとともに、書面では確認できない事柄等について訪問調査を行いました。

また、中期計画の調査・分析に当たっては、取組の実施の有無だけでなく、その取組が有効に機能しているか、教育・研究の質が向上しているか、或いは高い質が維持されているか、という視点で判断しました。

したがって、本評価は各法人における目標・計画に即して評価を行うものであり、各法人を相対的に比較するものではありません。

なお、達成状況の判定は、以下の5種類により示しております。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」

「中期目標の達成状況が良好である」

「中期目標の達成状況がおおむね良好である」

「中期目標の達成状況が不十分である」

「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

② 学部・研究科等の現況分析

現況分析は、学部・研究科等を対象とし、「教育・研究の水準」及び「質の向上度」について、各法人から提出された現況調査表に基づき評価を行いました。

ア 教育・研究の水準

教育・研究の水準は、各分析項目（教育水準：「教育の実施体制」、「教育内容」、「教育方法」、「学業の成果」、「進路・就職の状況」、研究水準：「研究活動の状況」、「研究成果の状況」）について、観点ごとの実施状況を調査・分析することにより、判定を行いました。

判定に当たっては、各学部・研究科等の目的に照らして、当該組織が想定する関係者の期待にどの程度応えているかという視点で判断しました。

したがって、分析結果は各学部・研究科等の目的に照らして評価を行うものであり、各学部・研究科等を相対的に比較するものではありません。

なお、教育・研究の水準判定は、以下の4種類により示しております。

「期待される水準を大きく上回る」

「期待される水準を上回る」

「期待される水準にある」

「期待される水準を下回る」

イ 質の向上度

質の向上度は、法人化時点から評価時点までの水準の向上の程度について、各法人から提出された改善・向上事例を、学部・研究科等の目的に照らして調査・分析することにより判定を行いました。

なお、質の向上度の判定は、以下の3種類により示しております。

「大きく改善、向上している または 高い質（水準）を維持している」

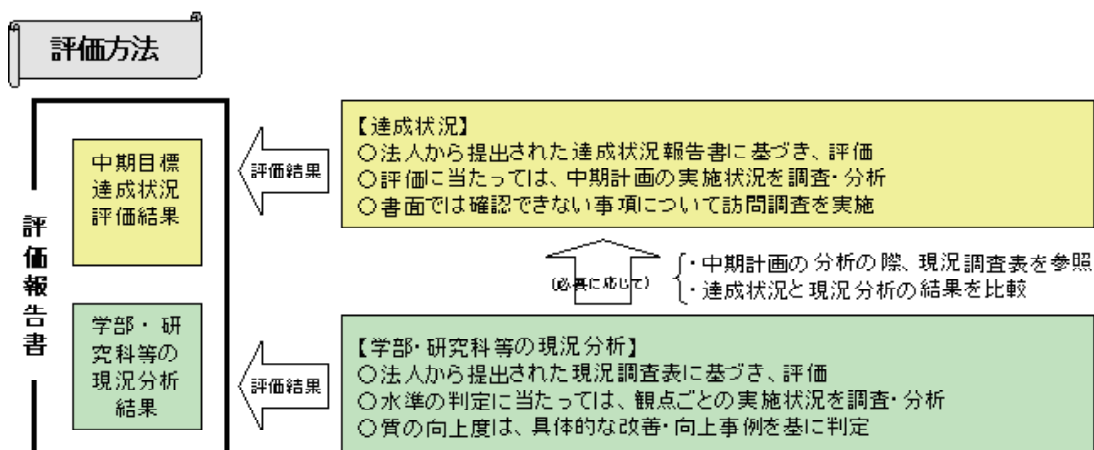
「相応に改善、向上している」

「改善、向上しているとは言えない」

③ 中期目標・中期計画の達成状況の評価と学部・研究科等の現況分析との関係

中期目標の達成状況の評価と学部・研究科等の現況分析は、評価の対象や項目、判断の視点等が異なりますが、中期目標の項目によっては、学部・研究科等の現況分析の項目と関係するものもあることから、中期計画の調査・分析を行う際、必要に応じて、学部・研究科等の現況調査表を参照するとともに、中期目標の達成状況の評価結果については、現況分析の評価結果との間に大きな乖離が生じていないかの確認を行いました。

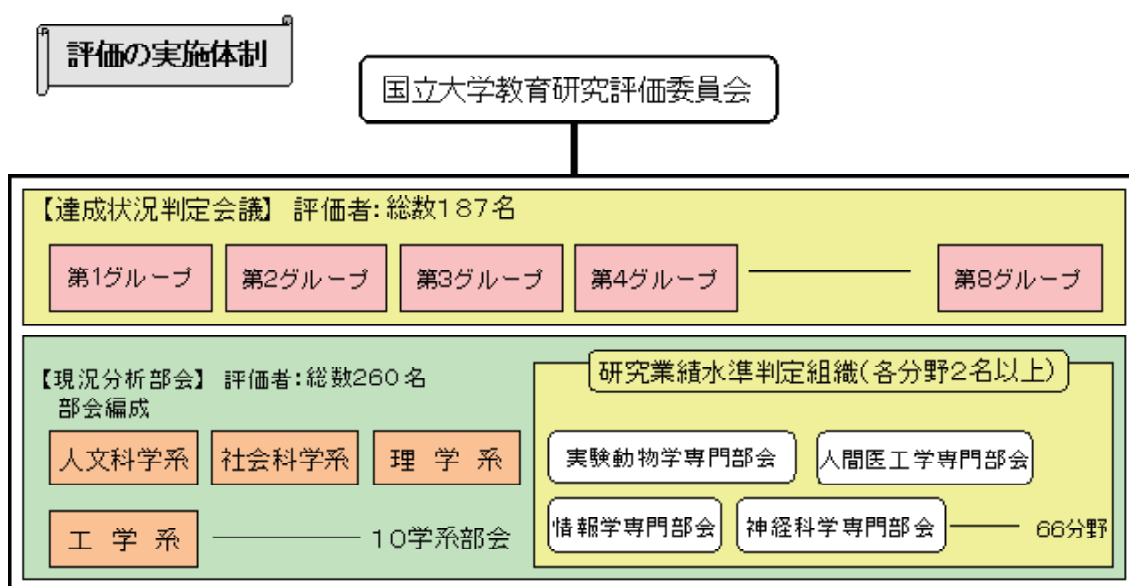
なお、今回の評価においては、双方の評価結果に大きな乖離は生じておりませんでした。



3 評価体制

教育研究の状況の評価については、機構の国立大学教育研究評価委員会の下に具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織を編成しました。

達成状況判定会議は、各法人の規模・構成に応じた8つのグループを編成し、さらにグループ内に26のチームを設置しました。現況分析部会は、分野別の10の学系部会を設置しました。研究業績水準判定組織は、科学研究費補助金の細目分類を基とした66の専門部会を設置しました。



4 審議経過

平成19年

- ・ 4月6日 国立大学法人評価委員会から教育研究の状況の評価の実施の要請

平成20年

- ・ 7月～8月 書面調査
- ・ 9月2日～9月8日 現況分析部会（第1回）において評価結果（素案）の審議
- ・ 9月11日～9月30日 達成状況判定会議（第1回）において評価結果（素案）の審議
- ・ 10月14日～11月28日 法人への訪問調査
- ・ 12月1日～12月5日 現況分析部会（第2回）において評価結果（原案）の審議
- ・ 12月15日～12月19日 達成状況判定会議（第2回）において評価結果（原案）の審議

平成21年

- ・ 1月8日 国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（原案）の審議
（意見申立の機会：1月13日～30日）
- ・ 2月10日 意見申立審査会において意見申立の対応審議

・ 2月19日

国立大学教育研究評価委員会において評価報告書(案)の審議、
評価報告書の決定
文部科学省国立大学法人評価委員会へ教育研究の状況の評価結
果を提出

